新型コロナウイルス感染症の影響による
緊急小口資金(特例貸付）の郵送申請をされる方へ

特例貸付（緊急小口資金）の郵送申請を希望される場合は、下記のとおり申請手続きを行っていただきますようお願いいたします。

なお、郵送申請において、書類に不備があった場合は、受付窓口（区市町村社会福祉協議会）よりお問い合わせをしますので、必要な手続きを行ってください。手続きが行われない場合は、貸付を行うことができませんので、ご了承ください。

1　申請について　＊新型コロナウイルスの影響による減収等があった世帯が対象となります。

借入申込者（申請者）は、世帯の生計中心者（世帯で一番収入の多い方）とします。生計中心者以外の世帯員の方が新型コロナウイルスの影響で減収等した場合も貸付けることができますが、その場合も借入申込者は生計中心者となります。

2　申請書類について

（1）緊急小口資金特例貸付借入申込書
（2）緊急小口資金に関する重要事項説明書
（3）緊急小口資金特例貸付借用書
（4）収入の減少状況に関する申立書
（5）（特例貸付）確認チェックリスト

3　添付書類のご用意について　＊下記の添付書類（6）～（8）をご用意ください。

（6）本人確認書類（健康保険証・運転免許証・パスポート・マイナンバーカード・在留カードの写し）
（7）住民票（借入申込者の世帯全員が記載された発行後３ヵ月以内のもの）
（8）預金通帳またはキャッシュカードの写し（借入申込者名義のものとし、銀行名・支店・口座番号・名義の分かるページの写し）

4　申請書類の作成について　＊申請書類については、下記のとおり作成してください。

〇借入申込書は、記入例を参考に作成してください。
〇訂正する場合は、二重線と本人印で訂正の上、氏名の横にも押印してください。
〇重要事項説明書は、自筆による署名を忘れずにお願いします。
〇収入の減少状況に関する申立書には、新型コロナウイルスの影響による減収等の状況を、具体的にご記入ください。
〇借用書は、太枠内の「借用金額」「住所・氏名・生年月日」欄を記入してください。「据置期間・償還期間」を変更する場合には、二重線と本人印で訂正の上、希望する期間をご記入ください。
　なお、住所・氏名欄は、住民票の住所・氏名のとおり記入してください。
〇借入申込書・重要事項説明書・申立書・借用書のコピーをとり、返済完了までの保管しておいてください。

5　貸付申請について

上記（1）～（8）の書類全てを、書留（配達確認ができる送付方法）にて下記のお問い合わせ先に送付してください。
（1）～（4）については、必ずコピーを保管しておいてください。

●お問合せ先について

連絡先
社会福祉法人　武蔵野市民社会福祉協議会
武蔵野市吉祥寺北町１－９－１
TEL:０４２２－２３－０７０１　FAX：０４２２－２３－１１８０